

中小企業のための



香港に地域統括会社を設立する理由

2011年に行われた調査によれば、アジア地域の地域統括会社の設立場所として最も活用が目立った地域は香港、上海、そしてシンガポールの3カ所だった。

地域統括会社の設立場所として重要な基準は、市場への近さ、法律・規制・税制・政治などの環境が整っていること、透明度の高い市場の存在などがあげられる。これらの基準において上海はまだトップクラスとは言えないが、香港はシンガポールとともに世界トップクラスの環境を整備している。

香港における外資系企業の設立状況
香港特区政府から発表された調査によれば、11年6月1日時点で、香港に

設立された外資系の数は総計6948社ある。そのうち1340社は地域統括会社（香港を通じて海外法人を管理する会社）、2412社は地域支社（多国籍企業の1つの海外法人として他の香港以外の海外法人と運営する）、残りの3196社は単純に香港支社として運営されるものである。

横浜に本社を有する日産自動車株式会社は一部高級ブランド車の本社機能を4月に香港へ移すことを発表し、渋谷に本社を有する株式会社バルス（インテリア・雑貨専門店 francfranc を運営）も、同じく4月に本社機能を香港へ移すことを発表している。日本国内での売り上げよりも国外での売り上げ、特にアジア市場でのシェア拡大を目指している両社は、急速に拡大するアジア市場により近いことや、関連機能の集中による効率化を重視した結果、地域統括拠点として香港を選んだ。

企業の地域統括戦略
企業の地域統括拠点をどこに置くかは、業界の性能を4月に香港へ移すことを発表し、渋谷に本社を有する株式会社バルス（インテリア・雑貨専門店 francfranc を運営）も、同じく4月に本社機能を香港へ移すことを発表している。日本国内での売り上げよりも国外での売り上げ、特にアジア市場でのシェア拡大を目指している両社は、急速に拡大するアジア市場により近いことや、関連機能の集中による効率化を重視した結果、地域統括拠点として香港を選んだ。

8年から行う「経済開放政策」により、かつては中国の唯一の窓口であり、現在では世界の金融センター（新規IPOの総額―連続数年間世界―）であり、かつて中国本土にとって一番の貿易パートナーである。本土へ進出する企業が地域統括拠点として香港を選ぶのは自然な流れだろう。

(2) 安心の法務機能
香港が中国に返還されて以来、香港基本法（香港のミニ憲法）により「一国二制度」のもと、従来の法律制度―英国の普通法（common law）―がそのまま使われている。そのため、香港では先進国なみの法律制度のもとで、コンプライアンス支援、トラブル解決、日常的な契約・事業買収を行うことができる。

(3) 法人税の安さ
香港では16・5%というアジア地域の中で一番低い法人税が実施されており、税制自体もシンプルである。また、国の情勢が安定しているため、この低税率や(2)で述べた優れた法機能も継続して享受することができる。それに対して、中国あるいは東南アジアなどの新興国の都市も企業誘致のための優遇措置を打ち出しているが、国の政治状況の影響が大きく、継続的かつ安定的に優遇措置を受けることは難しい状況にある。

地域統括拠点としての香港の魅力
(1) 中国本土との緊密な関係
香港は、中国が197

そのままで使われている。そのため、香港では先進国なみの法律制度のもとで、コンプライアンス支援、トラブル解決、日常的な契約・事業買収を行うことができる。

(3) 法人税の安さ
香港では16・5%というアジア地域の中で一番低い法人税が実施されており、税制自体もシンプルである。また、国の情勢が安定しているため、この低税率や(2)で述べた優れた法機能も継続して享受することができる。それに対して、中国あるいは東南アジアなどの新興国の都市も企業誘致のための優遇措置を打ち出しているが、国の政治状況の影響が大きく、継続的かつ安定的に優遇措置を受けることは難しい状況にある。

(4) 事業の再編成・譲渡
中国本土や新興国において事業再編や売却を行うときには複雑な手続きと税金が発生するが、香港では事業の編成・売却は政府に申請する必要が一切ない。香港において会社

譲渡をするときにかかる税金は、ほんの0・03%である。
おわりに
世界中の企業のグローバル戦略の柱は、世界経済の中心を担っていくアジア市場への進出にあるといえる。立地および法制度ともに世界トップクラスの香港はその拠点として最適であるといえるだろう。



このほど開業したアンディチェン法律事務所

筆者紹介
ANDY CHENG
弁護士 アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

